

平成23年3月31日付け介第5787号で次の内容を既に通知しておりますが、平成24年4月1日及び平成27年4月1日の法改正により、P2、3、5、6、7が変更されています。

介 第 号  
平成 年 月 日

倉敷市を事業実施地域とする  
指定居宅介護支援事業所管理者 様  
指定介護予防支援事業所管理者 様  
小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様  
指定福祉用具貸与事業所管理者 様

倉敷市介護保険課長

倉敷市における「軽度者に対する福祉用具貸与」の取り扱いについて（依頼）

平素より介護保険事業についてご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、岡山県介護給付適正化計画に基づき、標記の件について徹底していただきたいと考えております。つきましては、次のとおり確認及び対応くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 平成19年4月18日付けの文書でも通知しておりますが、「軽度者に対する福祉用具貸与」の取り扱いについて、添付の「倉敷市での軽度者に対する福祉用具貸与の確認方法」で再度確認くださるようお願いいたします。適切に届出をしていない場合、返還を求める場合もありますのでご注意ください。
- 2 本市では、福祉用具の選定につきましては、(財)テクノエイド協会のホームページに掲載されている福祉用具を基準の一つにしておりますが、疑問点や不明な点がございましたら、倉敷市介護保険課までご相談くださるようお願いいたします。  
(テクノエイドのホームページには掲載されていないが、貸与するに相当するものと考えられる場合や、掲載されているが介護保険での福祉用具貸与品目になっていない場合など)
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対する福祉用具貸与を算定する場合には貸与の妥当性を判断するため、基本調査の結果確認を文書等で行い、サービス記録と併せて保存しなければなりません。居宅介護支援事業所等におかれましては、倉敷市介護保険課ホームページの「様式等のダウンロード」>「事業者の方はこちら」に「福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書」を掲載しておりますのでご活用いただき、指定福祉用具貸与事業者に情報提供くださるようお願いいたします。

その他不明な点がございましたら、介護保険課までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 倉敷市介護保険課 給付係 TEL 086-426-3343

## 倉敷市での軽度者に対する福祉用具貸与の確認方法

要介護 1 以下の軽度者に対する「車いす及び車いす付属品」, 「特殊寝台及び特殊寝台付属品」, 「床ずれ防止用具及び体位変換器」, 「認知症老人徘徊感知器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の福祉用具貸与については、次の別表 1 の利用者等告示第 3 1 号のイで定める状態像に該当するものについては可能で、その判断については次のとおりとなります。

### 1. 判断の順序

- ① 次の別表 1 の定めるところにより, 直近の基本調査の結果を用い貸与必要と判断する。  
→貸与可能。倉敷市への確認届出は不要
  
- ② 「車いす及び車いす付属品」については「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」, 「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」については「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」であることが、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与必要と判断する。  
→貸与可能。倉敷市への確認届出は不要

別表 1

対象外種目	利用者等告示第 3 1 号のイで定める状態像の者	利用者等告示第 3 1 号のイに該当する基本調査結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」

<p>エ 認知症老人徘徊感 知器</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 意思の伝達, 介護者への反応, 記憶・理解のいずれかに支障がある者</p> <p>(二) 移動において全介助を必要としない者</p>	<p>基本調査3-1</p> <p>「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外</p> <p>又は</p> <p>基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか</p> <p>「2. できない」</p> <p>又は</p> <p>基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか</p> <p>「1. ない」以外</p> <p>その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</p> <p>基本調査2-2</p> <p>「4. 全介助」以外</p>
<p>オ 移動用リフト(つり 具の部分を除く。)</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査1-8</p> <p>「3. できない」</p> <p>基本調査2-1</p> <p>「3. 一部介助」又は「4. 全介助」</p> <p>—</p>
<p>カ 自動排泄処理装置 (H24. 4. 1～)</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 排便が全介助を必要とする者</p> <p>(二) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査2-6</p> <p>「4. 全介助」</p> <p>基本調査2-1</p> <p>「4. 全介助」</p>

③ 上記①、②にかかわらず、次の i) ～ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であっては、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することにより、貸与必要と判断する。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に**利用者等告示第31号**のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに**利用者等告示第31号**のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から**利用者等告示第31号**のイに該当すると判断できる者

## 2. 「市が書面等確実な方法により確認する」(1の③)についての事務手順

### ① 被保険者の状態の把握

主治医意見書、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、医師の医学的な所見に基づき、i) からiii) のいずれかの状態に該当するかを判断します。

### ② サービス担当者会議等の開催

i) からiii) のいずれかの状態であると判断した場合、サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要かどうかを判断します。

### ③ 確認届出書の提出

サービス担当者会議等の結果、貸与が特に必要と判断した場合、別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認届出書」を提出します。なお、その際には、②で開催したサービス担当者会議録等(写し可)も添付してください。

※ 確認届出書の「心身の状態等」欄へは、医師の医学的な所見を得た資料を基に、「重度の関節リウマチによる、関節のこわばりが朝方に強くなるため、時間帯によって、頻繁に起きあがり困難になる状況が見られる」等、被保険者の状態を具体的に記入してください。

※ サービス担当者会議録等については、貸与が特に必要と判断した箇所にマーキングをしてください。

### ④ 本庁介護保険課で確認

本庁介護保険課で、確認届出書と添付書類の内容から被保険者の状態等を確認します(支所は不可)。貸与可能な場合は、受付印を押した確認届出書のコピーをお渡します。

### ⑤ 居宅サービス計画等への記載

医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画等に記載するとともに、受付印のある確認届出書を居宅サービス計画書等に添付しておいてください。

以上の手順については、別紙フローも参考にしてください。

## 3. Q&A

Q1 福祉用具貸与をすぐに開始したいが、確認届出書を貸与開始日までに持参できない場合は？

A1 介護保険課に連絡をした上、妥当と判断した場合、FAXにて届出書を確認します。介護保険課から折り返し貸与可否の連絡をしますので、貸与可能と判断された場合は後日、介護保険課へ届出書を持参してください。貸与可能と判断された日を確認日とします。

Q2 事業所が遠方のため届出書を持参できない場合は？

A2 介護保険課に連絡をした上、妥当と判断した場合、FAXにて届出書を確認します。介護保険課から折り返し貸与可否の連絡をしますので、貸与可能と判断された場合は後日、介護保険課へ届出書を郵送してください。貸与可能と判断された日を

確認日とし、届出書のコピーを返送します。

Q 3 確認届出書の提出を忘れた場合、遡りは可能か？

A 3 原則、不可です。

Q 4 新規・更新・変更申請中で結果が要介護2以上と想定し、かつ貸与開始（継続）していたが、結果が要介護1以下だった場合は？

A 4 認定結果確認後、速やかに届出をすることで確認日を貸与開始日まで遡り、貸与可能とします。

Q 5 新規・更新・変更申請中で結果が要介護1以下と想定し、福祉用具貸与を開始したい場合は？

A 5 「確認届」の「要介護度」の欄に「申請中」と記載した上、介護保険課に確認届を提出してください。（無論、確認届出書の「要介護度」以外の欄については、通常通りの手順を踏み記載しておくこと）

Q 6 状態の悪化等により、現在レンタルしているものを変えたい場合は？

A 6 ①同一種目の場合は、届出必要なし。

※無論、市への届出が不要なだけであり、担当者会議を開き適切なケアマネジメントを行っていることが前提。

②異なる種目の場合は、届出の必要あり。（例：体位変換器⇒床ずれ防止用具）

Q 7 貸与種目及び品目が増えた場合は？

A 7 ①種目が増えた場合は、届出が必要。（例：今までベッド（特殊寝台）のみレンタルしていたが、今後サイドレール（特殊寝台付属品）もレンタルしたい。）

②品目が増えた場合（同一種目の場合）は、届出は不要（例：今まで特殊寝台とサイドレール（特殊寝台付属品）をレンタルしていたが、テーブル（特殊寝台付属品）を追加でレンタルしたい。）

※無論、市への届出が不要なだけであり、担当者会議を開き適切なケアマネジメントを行っていることが前提。

Q 8 要支援2で軽度者の福祉用具貸与の届出をし、レンタルしているが、この度、要支援2から要介護1になった場合は？

A 8 軽度者範囲内で要介護度が変更し、基本調査結果が利用者等告示第31号のイに該当する場合は、届出の必要はありません。

※無論、市への届出が不要なだけであり、担当者会議を開き適切なケアマネジメントを行っていることが前提。

その他不明な点がございましたら、介護保険課までご連絡ください。

倉敷市を事業実施地域とする  
指定居宅介護支援事業所管理者 様  
指定介護予防支援事業所管理者 様  
小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様  
指定福祉用具貸与事業所管理者 様

倉敷市介護保険課長

倉敷市における「軽度者に対する福祉用具貸与」の取り扱いについて（補足）

平素より介護保険事業についてご協力いただきありがとうございます。

平成23年3月31日付け文書介第5787号「倉敷市における「軽度者に対する福祉用具貸与」の取り扱いについて（依頼）」の「倉敷市での軽度者に対する福祉用具貸与の確認方法」において次のとおり補足説明をさせていただきます。対応方よろしく願いいたします。

#### 記

##### 1 補足箇所及び補足説明

「3. Q&A」のQ8・A8について

Q8 要支援2で軽度者の福祉用具貸与の届出をし、レンタルしているが、この度、要支援2から要介護1になった場合は？

A8 軽度者範囲内で要介護度に変更し、基本調査結果が利用者等告示第31号のイに該当する場合は、届出の必要はありません。

※ 無論、市への届出が不要なだけであり、担当者会議を開き適切なケアマネジメントを行っていることが前提。

(補足説明)

<p>既に軽度者の福祉用具貸与の届出をしている要支援1から要介護1の方が、更新及び変更申請の結果、「要介護度が変わらない」又は「介護度が要支援1から要介護1の範囲内で要介護度に変更した」場合においても、<u>確認届けを提出する必要があります。</u></p> <p>提出する必要がないケースは、更新及び変更申請における基本調査の結果が、<b>利用者等告示第31号</b>のイに該当する場合のみとなります。</p>
--

##### 2 その他

平成23年4月1日以降該当がある場合は、経過措置として、確認日を要介護認定日まで遡らせていただきますので、軽度者の福祉用具貸与確認届出書を提出くださるようお願いいたします。

なお、経過措置は平成23年6月末日までとします。

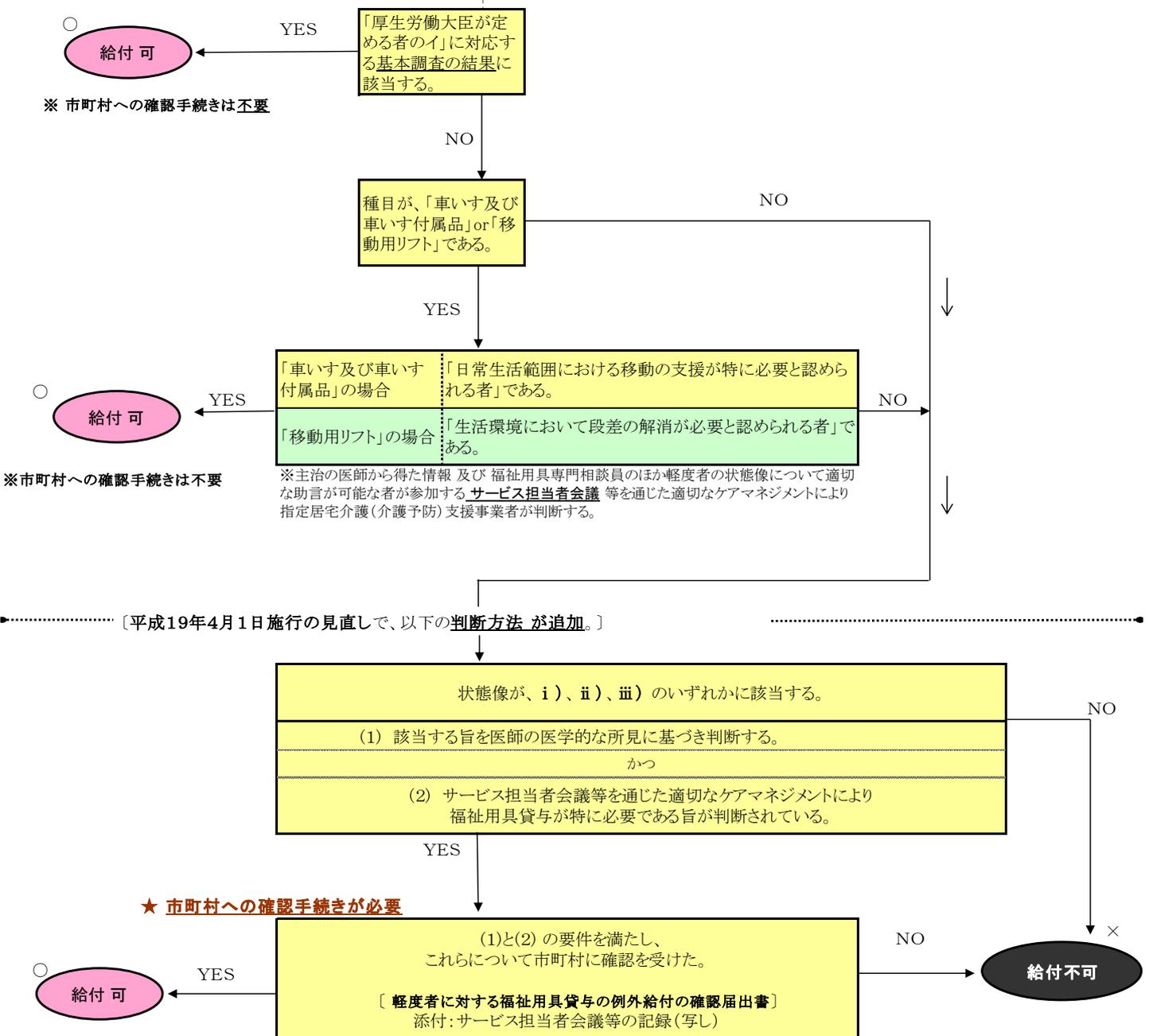
(問い合わせ先) 倉敷市介護保険課 給付係 TEL 086-426-3343

◆福祉用具貸与の給付要件

①					
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト(つり具部分除く)	自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)
軽度者の範囲	要支援1・2、要介護1				要支援1・2 要介護1・2・3
給付要件:	表1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。				

②				
手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものに限る)
通常の取扱いにより保険給付可能				

◆①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者